

平成 28 年度補正 青果物輸出特別支援事業

台湾向け柑橘の残留農薬基準対応防除暦作成

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会

○事業目的

台湾の厳しい残留農薬基準は、輸出量の拡大に向けて高いハードルとなっている。今後、輸出事業への参画を促し品種の充実や需要に対する安定した供給体制の整備のため、台湾の残留農薬基準に適合する防除暦を作成し共有する。

○輸出先国 台湾

○対象品目 柑橘類（極早生温州・早生温州・伊予柑・不知火）

○実施日程

5 月 検討会

10 月～3 月 残留農薬検査

○実施内容

【検討会】

参加者：農業法人・契約農家・すぎもと農園
三重県庁・御浜町役場・みえ熊野古道商工会

内容：前年度の結果をもとに本年度の栽培方針を検討。

【残留農薬検査】

※別紙参照

○結果・まとめ

※別紙参照

○課題

台湾の残留農薬基準は日本の基準に比べ非常にハードルが高く(別紙参照)、国内他産地では台湾 FDA 検査において度々残留農薬基準を超える検出結果が出ることもあり、日本産柑橘への検査がより厳しくなっている。このような現状から、取引先商社等から事前検査と結果通知が求められることがある。また、台湾政府により不定期な残留農薬基準の変更が行われている。

従って、今後のリスク回避および日本産農産物の信頼を守るためには、毎年少しずつダニ剤などを変えながら気象状況等影響を踏まえた上で実証データを取る事で農薬ローテーションの確立を高め、台湾側の短期間での基準変更などの対応にも耐えられるデータ化が必要である。